

司法試験第一次試験免除に係る個別審査指針について

新たに追加する免除要件

司法試験委員会において、個別の受験資格審査により、学校教育法に定める大学（短期大学を除く。）を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、受験しようとする年の3月31日までに22歳に達しているもの

- 1 「個別の受験資格審査により、学校教育法に定める大学（短期大学を除く。）を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者」について

司法試験委員会があらかじめ定めて公表する手続等に基づき申請した者について、次の指針に基づき個別審査を行う。

学校教育法に定める短期大学の卒業等により大学編入学資格を有する者で、更に短期大学等における履修科目の種類、内容等の学習歴を考慮して、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる者^{*1}

大学編入学資格を有しない専修学校若しくは各種学校の修了者又はその他の国内外の教育施設の修了者等で、それらの教育施設における学習歴等を考慮して、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる者^{*2}

- 2 個別の受験資格審査の基準日について

受験しようとする年の3月31日までの学習歴等について、個別の受験資格審査を行う。^{*3}

^{*1} 学校教育法により大学への編入学が認められている短期大学卒業者、高等専門学校卒業者及び専修学校専門課程修了者等についての指針。個別の審査は、申請者が履修した単位等を大学の卒業要件と対比して行う。

^{*2} 1以外の者についての指針。大学卒業と同等以上の学力を有することの証明として様々なものが考えられることから、個別の審査においては、申請内容に応じて他の免除要件との対比等により行う。

^{*3} 大学卒業見込者に対する一次試験免除の取扱いなどとの平等・公平性を考慮したもの。これに伴って、資格審査時点では履修見込の単位等についても審査の対象となる。